処 分 基 準

平成 30 年 7 月 30 日作成

	TIX 30 4 7 73 30 G1FIX
法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第 51 条の 4 第 4 項
処分の概要	放置違反金の納付命令
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	道路交通法第51条の4(放置違反金) 第1項及び第3項
処 分 基 準	第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合(同条第4項ただし書に規定する場合を除く。)は、当該車両に係る違反を当該車両の大災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 管理係 (電話045-211-1212 内線785-461)
備考	